

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

内容

昨日、大津市の養鶏場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生し、県家畜保健衛生所でPCR検査を行ったところ、疑似患畜と判定されました。

1. 農場の概要

所在地：大津市

飼養状況：採卵鶏 約4,000羽

2. 経緯

- 18日13時10分、当該農場から家畜保健衛生所に対し、死亡羽数が増加した旨の通報。
- 同日、家畜保健衛生所が緊急立ち入りし、飼養鶏について簡易検査を実施したところ、陽性を確認。
- 家畜保健衛生所で遺伝子検査（PCR検査）を実施し、農林水産省が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定。

3. 今後の対応

疑似患畜の確定を受け、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養家きんのと殺および焼却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置し畜産関係車両の消毒を開始。

その他

- 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。
- 特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。